

行動計画の未策定状況に対する所管府省の対応について

参考資料1-2

所管府省	分野	内訳詳細	策定主体	未策定数※	令和4年度中の策定予定数	今後の対応	
総務省	消防関係施設	—	一部事務組合	18 (266)	16	令和4年6月3日に、各消防本部に対して通知を发出し、改めて策定を依頼した。策定が遅れている団体に対しては、各自治体担当者が集まる会議等の機会をとらえ、早期に計画策定に着手するよう促す。	
			広域連合	1 (22)	1		
厚生労働省	医療	病院	一部事務組合等	11	9	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着きつつある現状に鑑み、行動計画策定の呼びかけを10月までに改めて行う。 ・毎年3月に開催している全国主管課長会議において引き続き策定の呼びかけを行う。 ・作業担当者からの問合せを取りまとめ、HPIにてQ&Aとして共有する(10月以降随時)。 	
	福祉	障害福祉	一部事務組合等	4	1		ガイドラインを周知し、引き続き策定要請を行う。
		老人福祉	一部事務組合等	3	0		
経済産業省	工業用水	-	一部事務組合	1 (10)	1	・令和4年度に、計画未策定の事務組合に対し、各種会議や研修の場等を通じて策定を完了するよう指示を行っていく。	
環境省	廃棄物	一般廃棄物処理施設	一部事務組合	22 (413)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において、計画策定を働きかけるとともに、事務連絡等を送付し、策定作業を進めるよう働きかけてきたところである。 ・未策定組合に対する個別のヒアリングを今年度中に実施する予定である。 ・今後、循環型社会形成推進交付金における交付要件化も視野に引き続き働きかけの強化を検討している。 	

※令和4年4月1日時点において行動計画の策定が完了していないと回答した主体数。()内は策定対象総数。
 この他、東日本大震災による影響等により策定が完了していない地方公共団体がある。